

令和7年7月31日

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 鈴木 広 昌

愛知中部水道企業団給水装置設計・施行基準の様式の一部改正について（通知）

日ごろは、水道事業にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
見出しのことについて、下記のとおり様式を改正しました。なお、適用日から新しい様式での申込となりますが、施行日から半年間は旧様式での受付も可とします。

記

1 適用日

令和7年8月1日以降の申込み分から

2 改正の内容

軽微な語句の修正

様式第30号「各個検針・各個徴収に関する特別契約書（受水槽給水用）」

様式第30-2号「各個検針・各個徴収に関する特別契約書（直結直圧又は直結加圧給水の遠隔メータ用）」

3 留意事項

新しい様式はホームページで公開しておりますのでご確認ください。

給水工事》給水関係様式・工事設計・施行基準》給水装置工事設計・施行基準、中高層建物直結給水実施要綱・解説》様式編

お問い合わせ先

給水課

電話 0561-38-0035